

## オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、 附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について

輸出注意事項9第36号(9.7.1)

改正 輸出注意事項12第108号(12.12.28)

輸出注意事項14第48号(14.11.19)

輸出注意事項15第10号(15.2.19)

輸出注意事項15第48号(15.12.19)

輸出注意事項18第16号(18.5.12)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の項の中欄に掲げる貨物(オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質)の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)によるほか、平成9年7月1日から下記により行います。

なお、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質並びに同議定書附属書Cのグループに属する物質の輸出承認について」(平成7年3月31日付け7基局第178号・輸出注意事項7第11号)は廃止します。

### 記

#### 1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

#### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の項の中欄に掲げる、議定書附属書A、附属書B、同議定書附属書C及び附属書Eに掲げる物質(別紙)とする。

#### 3 輸出承認の申請

##### (1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

##### (2) 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書(別紙様式) 1通

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

輸出貨物の成分を証する書類 1通

議定書附属書Aのグループに属する物質については、輸出貨物が回収されたもの(回収し再生されたものを含む。以下同じ。)であることを証する書類 1通

その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

##### (3) 輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の記載に当たっては、「数量」の欄に取引単位による数量を記載するとともに、キログラム(複)単位による数量をカッコ書きで併記すること。

申請理由書には、仕向地(国又は地域名及び議定書締約国であるか否かの別)、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所、輸出貨物の品目名、数量(kg)、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物資の名称、含有率(%)、含有数量(kg)、オゾン破壊係数(ODP)を乗じた数量(換算数量(kg))を記入すること。

#### 4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、次のいずれかに該当するものについて、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。

- ( 1 ) 議定書附属書 A のグループ に属する物質  
議定書 ( 1 9 8 7 年に採択された議定書 ) 締約国を仕向地とする輸出
  - ( 2 ) 議定書附属書 A のグループ に属する物質  
議定書 ( 1 9 8 7 年に採択された議定書 ) 締約国を仕向地とする輸出であって、  
次のいずれかに該当するもの。  
議定書第 5 条 1 に該当する国又は地域を仕向地とする輸出  
回収されたものの輸出
  - ( 3 ) 議定書附属書 B に掲げる物質  
議定書 ( 1 9 9 0 年に採択された改正議定書 ) 締約国を仕向地とする輸出
  - ( 4 ) 議定書附属書 C のグループ に属する物質  
議定書 ( 1 9 9 9 年に採択された改正議定書 ) 締約国及び議定書第 5 条 1 に該  
当する国又は地域を仕向地とする輸出
  - ( 5 ) 議定書附属書 C のグループ に属する物質  
議定書 ( 1 9 9 2 年に採択された改正議定書 ) 締約国を仕向地とする輸出
  - ( 6 ) 議定書附属書 C のグループ に属する物質  
議定書 ( 1 9 9 9 年に採択された改正議定書 ) 締約国を仕向地とする輸出
- なお、議定書締約国及び議定書第 5 条 1 に該当する国又は地域については、「オゾ  
ン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」(平成 1 8  
年 5 月 1 2 日付け平成 1 8・0 5・0 2 貿局第 2 号・輸出注意事項 1 8 第 1 7 号) を  
ご確認ください。

別 紙

- 1 議定章附属書Aに掲げる物質(〔 〕内は、ODPを示す。)
  - (1) グループ
    - トリクロロフルオロメタン(CFC-11)〔1.0〕
    - ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)〔1.0〕
    - トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)〔0.8〕
    - ジクロロテトラフルオロエタン(CFC 114)〔1.0〕
    - クロロペンタフルオロエタン(CFC 115)〔0.6〕
  - (2) グループ
    - プロモクロロジフルオロメタン(ハロン 1211)〔3.0〕
    - プロモトリフルオロメタン(ハロン 1301)〔10.0〕
    - ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン 2402)〔6.0〕
- 2 議定書附属書Bに掲げる物質(〔 〕内は、ODPを示す。)
  - (1) グループ
    - クロロトリフルオロメタン(CFC-13)〔1.0〕
    - ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)〔1.0〕
    - テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)〔1.0〕
    - ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)〔1.0〕
    - ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC 212)〔1.0〕
    - ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC 213)〔1.0〕
    - テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC 214)〔1.0〕
    - トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC 215)〔1.0〕
    - ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC 216)〔1.0〕
    - クロロヘプタフルオロプロパン(CFC 217)〔1.0〕
  - (2) グループ
    - 四塩化炭素〔1.1〕
  - (3) グループ
    - 1,1,1 トリクロロエタン(メチルクロロホルム)〔0.1〕
- 3 議定書附属書Cのグループ に属する物質(〔 〕内は、ODPを示す。)
  - (1) ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)〔0.04〕
  - (2) クロロジフルオロメタン (HCFC-22)〔0.055〕
  - (3) クロロフルオロメタン (HCFC-31)〔0.02〕
  - (4) テトラクロロフルオロエタン (HCFC-121)〔0.04〕
  - (5) トリクロロジフルオロエタン (HCFC-122)〔0.08〕
  - (6) ジクロロトリフルオロエタン (HCFC-123)〔0.06〕
  - (7) 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)〔0.02〕
  - (8) クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)〔0.04〕
  - (9) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)〔0.022〕
  - (10) トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)〔0.05〕
  - (11) ジクロロジフルオロエタン (HCFC-132)〔0.05〕
  - (12) クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)〔0.06〕
  - (13) ジクロロフルオロエタン (HCFC-141)〔0.07〕
  - (14) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)〔0.11〕
  - (15) クロロジフルオロエタン (HCFC-142)〔0.07〕
  - (16) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)〔0.065〕
  - (17) クロロフルオロエタン (HCFC-151)〔0.005〕
  - (18) ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)〔0.07〕

- (19) ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222) [0.09]
- (20) テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223) [0.08]
- (21) トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224) [0.09]
- (22) ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225) [0.07]
- (23) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca) [0.025]
- (24) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb) [0.033]
- (25) クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226) [0.1]
- (26) ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231) [0.09]
- (27) テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232) [0.1]
- (28) トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233) [0.23]
- (29) ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234) [0.28]
- (30) クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235) [0.52]
- (31) テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241) [0.09]
- (32) トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242) [0.13]
- (33) ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243) [0.12]
- (34) クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244) [0.14]
- (35) トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251) [0.01]
- (36) ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252) [0.04]
- (37) クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253) [0.03]
- (38) ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261) [0.02]
- (39) クロロジフルオロプロパン (HCFC-262) [0.02]
- (40) クロロフルオロプロパン (HCFC-271) [0.03]

4 議定書附属書Cのグループ に属する物質( [ ] 内は、ODP を示す。)

- (1) ジブロモフルオロメタン(CHFBr<sub>2</sub>) [1.0]
- (2) プロモジフルオロメタン(CHF<sub>2</sub>Br, HBFC 22B1) [0.74]
- (3) ブロモフルオロメタン(CH<sub>2</sub>FBr) [0.73]
- (4) テトラブロモフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br<sub>4</sub>) [0.8]
- (5) トリブロモジフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>2</sub>Br<sub>3</sub>) [1.8]
- (6) ジブロモトリフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>3</sub>Br<sub>2</sub>) [1.6]
- (7) プロモテトラフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br) [1.2]
- (8) トリブロモフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>2</sub>Br<sub>3</sub>) [1.1]
- (9) ジブロモジフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>2</sub>Br<sub>2</sub>) [1.5]
- (10) ブロモトリフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>3</sub>Br) [1.6]
- (11) ジブロモフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>3</sub>Br<sub>2</sub>) [1,7]
- (12) プロモジフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>2</sub>Br<sub>2</sub>) [1.1]
- (13) ブロモフルオロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>FBr) [0.1]
- (14) ヘキサブロモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>6</sub>Br<sub>6</sub>) [1.5]
- (15) ペンタブロモジフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>5</sub>Br<sub>5</sub>) [1.9]
- (16) テトラブロモトリフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>3</sub>Br<sub>4</sub>) [1.8]
- (17) トリブロモテトラフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br<sub>3</sub>) [2.2]
- (18) ジブロモペンタフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>5</sub>Br<sub>2</sub>) [2.0]
- (19) プロモヘキサフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>6</sub>Br) [3.3]
- (20) ペンタブロモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>5</sub>Br) [1.9]
- (21) テトラブロモジフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br<sub>2</sub>) [2.1]
- (22) トリブロモトリフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>3</sub>Br<sub>3</sub>) [5.6]
- (23) ジブロモテトラフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br<sub>2</sub>) [7.5]
- (24) プロモペンタフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>5</sub>Br) [14]
- (25) テトラブロモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>F<sub>4</sub>Br<sub>4</sub>) [1.9]

- (26) トリブロモジフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>F, Br<sub>3</sub>) [3.1]
  - (27) ジブロモトリフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>F<sub>3</sub>Br<sub>2</sub>) [2.5]
  - (28) ブロモテトラフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>F<sub>4</sub>Br) [4.4]
  - (29) トリブロモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>FBr<sub>3</sub>) [0.3]
  - (30) ジブロモジフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>F<sub>2</sub>Br<sub>2</sub>) [1.0]
  - (31) ブロモトリフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>3</sub>F<sub>3</sub>Br) [0.8]
  - (32) ジブロモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>5</sub>FBr<sub>2</sub>) [0.4]
  - (33) ブロモジフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>5</sub>F<sub>2</sub>Br) [0.8]
  - (34) ブリオモフルオロプロパン(C<sub>3</sub>H<sub>6</sub>FBr) [0.7]
- 5 議定書附属書Cのグループ に属する物質( [ ] 内は、ODP を示す。)
- (1) ブロモクロロメタン(CH<sub>2</sub>BrCl) [0.12]
- 6 議定書附属書Eに属する物質( [ ] 内は、ODP を示す。)
- (1) 臭化メチル(CH<sub>3</sub>Br) [0.6]

別紙様式

年 月 日

経済産業大臣 あて

申請者名  
記名押印又は署名  
住 所

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記のとおり輸出貿易管理令別表第2の35の項の中欄に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. 議定書締約国又は非締約国の別
3. 買主名及びその住所
4. 最終需要者名及びその住所
5. 輸出貨物の概要
  - (1) 品目名
  - (2) 数量(kg)
  - (3) 最終用途
  - (4) 製造業者名

物質名	含有率(%)	含有数量(kg)	ODP	換算数量(Kg)